

# 入居者総合保障プラン ご契約のしおり

借家人総合保障保険・約款  
借家人総合賠償責任保険・約款



**アクア少額短期保険株式会社**

〒532-0002 大阪市淀川区東三国2-37-10 EIDAI BLD.6F  
TEL:06-6150-3330 FAX:06-6150-3332



**アクア少額短期保険株式会社**



## 目次

### ● 借家人総合保障保険・約款

● この保険の特徴	／1
● 契約者および被保険者	・
● 「被保険者のお住まい」	・
● 保険責任の始期および終期	・
● 「保険の目的」の範囲	・
● 保険金の種類と支払いと支払い金額	／2
● 他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額	／5
● 保険金を支払わない場合・免責	・
● 告知義務について	／6
● 通知義務について	・
● 保険金額の調整	／7
● 契約の無効について	・
● 契約の失効について	・
● 重大事由による契約解除について	／8
● 保険金および返戻金の請求について	・
● 契約の更新について	／9
● 保険期間中の保険料・保険金の増減について	・
● 更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について	・
● 残存物および盗難品の扱いについて	・
● 損害発生後の保険の対象の滅失	／10
● 代位について	・
● 保険金支払い後の契約について	・
● 弊社の破産	・
● 準拠法について	・
● 管轄の裁判所について	・

### ● 借家人総合賠償責任保険・約款

● この保険の特徴	／1
● 契約者および被保険者	・
● 「被保険者のお住まい」	・
● 保険責任の始期および終期	・
● 保険金の種類と支払いと支払い金額	・
● 他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額	／3
● 保険金を支払わない場合・免責	／4
● 告知義務について	／5
● 通知義務について	・
● 契約の無効について	／6
● 契約の失効について	／7
● 重大事由による契約解除について	・
● 保険金および返戻金の請求について	・
● 契約の更新について	／8
● 保険期間中の保険料・保険金の増減について	・
● 更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について	・
● 代位について	／9
● 被害者の特別先取特権について	・
● 保険金支払い後の契約について	・
● 損害賠償責任解決の特則について	・
● 弊社の破産	・
● 準拠法について	・
● 管轄の裁判所について	・

## 借家人総合保障保険・約款



**(この保険の特徴)**

第1条 この保険は住居用一般賃貸借物件に居住されている入居者である方を被保険者とする保険です。

**(契約者および被保険者)**

第2条 この保険契約における被保険者は住居用一般賃貸借物件の入居者で、そのお住まいに係わる世帯主または配偶者の内、保険証券に記載の方とします。

2 この保険契約において法人（個人事業主も含まれます）または団体が契約者となるときの被保険者は、その法人または団体の役員および従業員または職員であり、前項の条件を充たす方とします。

3 この保険契約において個人が契約者となるときは、契約者と被保険者は同一者とします。

**(「被保険者のお住まい」)**

第3条 「被保険者のお住まい」とは被保険者が専ら居住の用に入居している一般賃貸借住宅で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。ただし、次の各号に該当するものについては、次のとおりに取り扱うものとします。

(1) 建物または戸室が、居住の用に供されている部分と専ら職務の用に供されている部分（生活用資産以外の資産のみを収容している部分を含みます）とから構成されている場合には、専ら職務の用に供されている部分については、「被保険者のお住まい」とはみなしません。

(2) 建物または戸室の付属物（物置、車庫その他の付属建物をいいます）、門、塀もしくは垣根およびその他これらに類するもので、当該建物または戸室の敷地内に所在するもの（通常の日常生活を営むために必要と判断されるものに限り）は「被保険者のお住まい」の一部とみなします。

**(保険責任の始期および終期)**

第4条 弊社の保険契約上の責任（以下、「保険責任」といいます）は、保険証券記載の保険期間の初日（以下、「責任開始日」といいます）の0時に始まり、保険期間の末日の24時に終わります。

2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

3 弊社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。尚、領収についての取扱いは次の各号のように定めます。

(1) 銀行振込みにて保険料をお支払い頂いた場合は、弊社または代理店の口座着金をもって領収とします。

(2) コンビニエンスストアの振込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払い頂いた場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

**(「保険の目的」の範囲)**

第5条 「保険の目的」とは「被保険者のお住まい」内に収容されている家財（被保険者の所有する生活の用に供する動産）とします。ただし次の各号に掲げる物は、「保険の目的」に含まれません。

(1) 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます）、航空機および自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付き自転車（50cc以下のバイク。以下同様とします）を除きます）ならびにこれらの付属品。

(2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし盗難保険金支払い事由に該当する通貨、預貯金証書についての損害はこの限りではありません。

(3) 貴金属（腕時計を含みます。以下同様とします）、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再調達価額が30万円をこえる物。

(4) 高額家財（1個または1組の再調達価額が100万円を超えるもの）。

(5) 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物。

(6) 動物および植物等の生物。

(7) 本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物。

(8) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物。

**(保険金の種類と支払いと支払い金額)**

第6条 各保険金の種類ごとに下記各号を定めます。

尚、保険金の支払いにおける損害の額の査定および保険金の支払いは再調達価額（損害が発生した時の発生した場所における「保険の目的」と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。以下同じとします）にておこないます。

**(1) ①家財保険金の支払い事由**

次の理由により「保険の目的」が損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害も含みます）を受けたとき、保険金を支払います。

ア. 火災、落雷、破裂または爆発。

イ. 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮を除きます）、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災（融雪洪水を除きます）によって「保険の目的」が損害をうけ、その損害の額が20万円以上となった場合。

ウ. 「被保険者のお住まい」の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。

エ. 給排水設備（スプリンクラ設備を含みます）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水濡れ。

オ. 騒じょうおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

**(1) ②家財保険金の支払い金額**

家財保険金の支払い金額は、この保険契約の

保険証券に記載されている保険金額を限度額として、事故における「保険の目的」の損害の額。

**(2) ①盗難保険金の支払い事由**

盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、スリ、置き引きを除きます。以下同様とします）によって、被保険者が次の損害を受けたとき、保険金を支払います。

ア. 盗難（通貨または預貯金証書を除きます）。ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします。

イ. 「被保険者のお住まい」に収容される通貨または預貯金証書（現金自動支払機用カードを含みます）の盗難。ただし次の各号に掲げる事実があったことを条件とします。

a. 被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたこと。

b. 被保険者が盗難を知った後ただちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと。

c. 盗難にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと。

**(2) ②盗難保険金の支払い金額**

盗難保険金の支払い金額は次のとおりとします。

ア. 「保険の目的」の盗難の場合は、この保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%を限度額として損害の額。ただし「保険の目的」の1個または1組ごとに10万円を限度額とします。

イ. 「被保険者のお住まい」に収容される通貨または預貯金証書（現金自動支払機用カードを含みます）の盗難の場合は、通貨については10万円を限度額としてその損害の額、預貯金証書については50万円を限度としてその損害の額。

**(3) ①持出家財保険金の支払い事由**

被保険者によって「被保険者のお住まい」から一時的に持ち出された「保険の目的」（以下、「持出家財」といいます）が、日本国内の他の建築物（アーケード、地下道等専ら通路に利用

されるものを除きます)内において(1)－①家財保険金の支払い事由該当事故ア～オおよび(2)－①盗難保険金の支払い事由該当事故アの事故によって損害が生じたときに支払います。

(3)－②持出家財保険金の支払い金額

持出家財保険金の支払い金額は次のとおりとします。

ア. 「持出家財」が事故によって損害をうけた場合は、弊社は1回の事故につき90万円またはこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度額としてその損害の額。

イ. 「持出家財」が盗難によって損害をうけた場合は、弊社は1回の事故につき90万円またはこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%に相当する額のいずれか低い額を限度額としてその損害の額。ただし「保険の目的」の1個または1組ごとに10万円を限度とします。

(4)－①水害保険金の支払い事由

台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって、「被保険者のお住まい」が床上(居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)に浸水を被った結果、「保険の目的」が損害を受けたとき、その損害に対して支払います。

(4)－②水害保険金の支払い金額

水害保険金の支払い金額はこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の70%を限度額として、事故における「保険の目的」の損害の額の70%。

(5)－①残存物片付け費用保険金の支払い事由

(1)－①家財保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた残存物の取り片付けに必要な費用(取り壊し費用、取り片付け清掃費用および搬出費用)に対して支払います。

(5)－②残存物片付け費用保険金の支払い金額

支払われる(1)－②家財保険金の10%を限度額として、実際に負担された額。

(6)－①失火見舞い費用保険金の支払い事由

「被保険者のお住まい」から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物(第三者の占有する構内にある物に限ります)の滅失、き損または汚損に対して見舞い費用を支払います。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(6)－②失火見舞い費用保険金の支払い金額

支払われる家財保険金の20%を限度額として、1被災世帯あたり20万円。

(7)－①地震火災費用保険金の支払い事由

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって「保険の目的」が損害を受け、「被保険者のお住まい」を収容する建物が半焼以上となったとき、または「保険の目的」の損害の額が保険金額の80%を超えるときに支払います。ただし、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

尚、「建物の半焼」とは「被保険者のお住まい」を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、り災証明書を基に判定します。

(7)－②地震火災費用保険金の支払い金額

地震火災費用保険金の支払い金額はこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の5%。

(8)－①賃借費用保険金の支払い事由

家財保険金、盗難保険金、水害保険金が支払われる場合において、「被保険者のお住まい」が半損以上となったときには、臨時に賃貸住宅を賃借する費用または宿泊施設を利用する費用に対し支払います。

ただし、賃借費用の範囲は、損害が発生したときから1ヶ月以内に発生した、次に掲げるものに限ります。

尚、「被保険者のお住まい」の半損とは「被保険者のお住まい」を収容する建物の主要構造部の損害が建物全体の20%以上となったときをいい、判定方法は所轄消防署で発行する、り災証明書または弊社の使用する保険損害事故鑑定人の調査を基に判定します。

ア. 賃貸住宅を賃借するために発生した仲介手数料および礼金(敷金、保証金など、将来返戻される性質を有するものを除きます)。

イ. 事故のあった「被保険者のお住まい」から、新たな賃借する賃貸住宅もしくは宿泊施設へ「保険の目的」を運送するために発生した費用(運送業者に対して発生した費用およびレンタカー費用に限ります)。

ウ. 宿泊施設において専ら宿泊することのみ発生した費用(食事代、サービス料等宿泊に付随して発生した費用を除きます)。

(8)－②賃借費用保険金の支払い金額

30万円または損害が発生した、「被保険者のお住まい」の月額家賃の3ヶ月分相当額のいずれか低い方の額を限度として、実際に負担した金額。

(9)－①修理費用保険金の支払い事由

ア. (1)－①家財保険金のアイウオおよび(2)－①盗難保険金が支払われる場合において、「被保険者のお住まい」の貸主との契約(お住まいの賃貸借契約)に基づき被保険者が自己の費用で現実にこれを損害発生直前の状態に修復したときに支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は除きます。また、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

a. 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部。

b. 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、堀、垣根、給水塔のように借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの。

イ. 「被保険者のお住まい」の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合には保険金は支払われます。ただし、被保険者以外の方が占有する部分の専用水道管にかかわる損害に対しての修理費用保険金は支払いません。

(9)－②修理費用保険金の支払い金額

修理費用保険金の支払い金額はこの保険契約の保険証券に記載されている保険金額の10%を限度額として、実際に負担した額。

(10)－①損害防止費用

ア. 契約者、被保険者は、保険金支払いに該当する事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。(以下、「損害防止義務」といいます)

イ. 「損害防止義務」を履行する場合において、被保険者が、必要または有益な費用を支出したときは、その事故が保険金支払いの免責事由に該当しないことを条件として、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によっての損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

a. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用。

b. 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます)の修理費用または再取得費用。

c. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用。(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます)

ウ. 被保険者または被保険者と同居する者が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかったときは、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止す

ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

#### (10) ②損害防止費用の支払い金額

実際に負担した額。

2 (10) ①の損害防止費用も含め、複数の保険金が重複して支払われる場合、その複数の保険金の合計限度額は1000万円とします。

#### (他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)

第7条 保険金支払いに対して、「他社の保険・共済契約」がある場合においては下記のように保険金を支払います。

尚、「他社の保険・共済契約」とは他の保険会社、特定保険業者、少額短期保険業者および保険業法以外に根拠法のある共済の契約をさします。

(1) 他の保険から保険金が支払われていない場合。

損害の額か弊社の保険金限度額のいずれか低い額を被保険者に支払ったうえで、次の①②の数式を適用し、弊社支払責任額を超えて支払った金額について、他社に対する求償権を得るものとします。

①他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と同じ場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

それぞれの保険・共済契約の支払限度額の合計額または損害の額のいずれか低い額	×	この保険の支払責任額 それぞれの保険・共済契約の支払責任額の合計額	=	この保険の支払保険金
---------------------------------------	---	--------------------------------------	---	------------

②他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と異なる場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

[損害の額－他社の支払額] か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

③他社に他保険条項（按分規定）がない場合においても、弊社は前記①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を計算します。

(2) 他の保険から保険金が支払われた場合。他社が、被保険者に対して損害の一部を支払った場合には、下記の計算式に基づき、弊社支払責任額を被保険者に支払うものとします。尚、他社が、被保険者に対して全額支払った場合には、弊社は前記(1)の①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を他社に支払うものとします。

[損害の額－他社から支払われた額] か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

#### (保険金を支払わない場合・免責)

第8条 弊社は、次の場合の損害に対しては保険金を支払いません。

(1) 契約者、被保険者、被保険者と同居する者（セット販売の借家人総合賠償責任保険証券に記載のある者。以下、同じとします）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって起きた事故による損害。

(2) 契約者、被保険者、被保険者と同居する者または「被保険者のお住まい」の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害。

(3) 家財保険金、水害保険金、地震火災費用保険金の支払い該当事故の際における「保険の目的」の紛失または盗難による損害。

(4) 「保険の目的」が屋外にある間に生じた盗難（車上狙いを含む）による損害。

(5) 「持出家財」である自転車または原動機付き自転車の盗難による損害。

(6) 「保険の目的」が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害。

(7) 「保険の目的」の虫食い・ねずみ食い、結露、消耗・磨耗・さび・かび・変質・変色、経年劣化に起因する損害。

(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、

内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害。

(9) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害。ただし第6条(7) ①地震火災費用保険金については、この限りではありません。

(10) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故による損害。

2 前項(1)の免責後の契約の取り扱いは次の各号のようにします。

(1) 故意による免責の場合は契約を解除します。またすでに収受している保険料は返金しません。

(2) 重大な過失または法令違反による免責の場合の契約は継続されます。

#### (告知義務について)

第9条 契約者、被保険者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた次の各号（以下、「告知事項」といいます）について、弊社に事実を正確に告げなければなりません（以下、「告知義務」といいます）。

(1) 契約者の氏名および生年月日または名称および代表者名

(2) 被保険者の氏名および生年月日

(3) 契約者が法人または団体のときはその本社・本店・主たる事務所の住所

(4) 「被保険者のお住まい」の住所および占有面積

(5) 被保険者（この保険と同一の「保険の目的」）にかかる、他の保険契約の有無

2 弊社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者が、「告知事項」について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該

当する場合には適用しません。

(1) 第2項の事実がなくなった場合

(2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。

(3) 契約者または被保険者が、第6条の保険金支払該当事故による損害が発生する前に、「告知事項」につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。尚、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第6条の保険金支払該当事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第5項の規定とはかかわりありません。ただし、解除の原因となった「告知義務」違反の内容と事故の発生に因果関係がない場合は保険金は支払います。

5 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

6 第2項の規定により保険契約を解除したときは、解除した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### (通知義務について)

第10条 契約者および被保険者は、この契約の加入申込み以後に保険証券の記載事項について、変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの変更内容を弊社に通知しなければなりません（以下、通知義務といいます）。ただし、

その通知した内容によって第1条・第2条・第3条の弊社保険加入要件を充たさなくなったとき（変更内容が契約締結時に告知されていたとすれば、弊社として引受範囲外となるもの）はその通知すべき事由が発生した時点で、この保険契約は失効します。また、それぞれの通知の取扱いについては次の各号のように定めます。

- （1）契約者または被保険者は、保険金支払該当事故による損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく、弊社に対して、その旨の通知をしなければなりません。また、事故の場合の通知すべき内容は下記のとおりとします。
  - ①事故発生の日時、場所。
  - ②事故の状況およびこれらの事故の証人となる者があるときはその者の住所、氏名。
  - ③所轄の警察署に届出をしている事故の場合は、その警察署名。

（2）契約者が個人の場合、被保険者の死亡あるいは退去において被保険者を変更するときは、新たなる被保険者となられる方はこの保険契約と同時に契約している『借家人総合賠償責任保険』の保険証券に記載されている方に限ります。

尚、契約者が法人または団体の場合、被保険者の変更において、新たなる被保険者となられる方は第2条第2項の要件を充たす方に限ります。

（3）保険証券記載の「被保険者のお住まい」を変更する場合、そのお住まいの住所および占有面積。

弊社は通知が行われる前に、変更後の「被保険者のお住まい」で発生した事故については、保険金をお支払いいたしません。（持出家財を含みます。）

- 2 契約者または被保険者が通知義務に違反し、その通知すべき内容がこの保険契約の失効事由に該当する場合、その通知すべき事由が発生した時点以降の事故についての保険金は支払いません。

また、すでに保険金を支払っていたときは、弊社はその全額を返還請求ができるものとします。

#### （保険金額の調整）

第11条 保険契約締結の際、保険金額が「保険の目的」の総再調達価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険金額を取り消すことができます。

2 保険契約締結の後、「保険の目的」の総再調達価額が著しく減少した場合は、契約者は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金について、減少後の「保険の目的」の総再調達価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### （契約の無効について）

第12条 保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約を無効とします。

（1）契約の申込み日において、「被保険者のお住まい」、「保険の目的」にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを契約者または被保険者が知っていたとき。

（2）被保険者の重複契約（弊社の2つ以上の保険商品に重複して被保険者となること）の内、一番最初に責任を開始された契約以外の契約。尚、セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。

（3）契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

（4）前記（1）（2）の場合の保険料は全額返金します。前記（3）の場合は保険料は返金しません。

#### （契約の失効について）

第13条 保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約は失効します。

（1）「被保険者のお住まい」が消滅または相当なる損壊をうけ、「被保険者のお住まい」が被保険者の居住の用に供せられなくなったときは、この保険契約は消滅もしくは解約となります。

（2）第10条第1項に定める事由による失効。  
（3）前記（1）～（2）の事由にての失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### （重大事由による契約解除について）

第14条 次に掲げる事由によるときは、保険期間の途中においても弊社が契約者に契約の解除を通知した日をもって、この契約を解除することができます。

（1）契約者が保険金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき。

（2）被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき。

（3）保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為（未遂を含みます）を行ったとき。

（4）前記（1）～（3）に掲げるもののほか、契約者または被保険者が、前記（1）～（3）の事由がある場合と同程度に弊社にこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

2 契約解除後の保険金および保険料の取り扱いについては下記の各号のように定めます。

（1）前項（1）～（4）の場合において、すでに保険金を支払ったのちであっても、弊社は支払っていた保険金全額について返還請求できるものとします。ただし前項（4）についてのみ解除の原因となった事由と事故の発生に因果関係がない場合は弊社は支払っていた保険金についての返還請求はできません。

（2）前項（1）の場合においては、收受されている保険料は返金しません。

（3）前項（2）～（4）の事由にて契約が解除したときは、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

（4）前項（4）により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対しての保険金は支払ったうえで、契約は解除します。

#### （保険金および返戻金の請求について）

第15条 弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類のうち弊社が求めるものを提出することによって保険金の請求とします。

- （1）保険証券
- （2）事故（盗難）報告書
- （3）被害品明細書
- （4）保険金請求書
- （5）調査の同意書
- （6）保険金受取人の印鑑証明書
- （7）その他、必要に応じての添付書類

2 契約者は、郵送または電磁的方法により、弊社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。

- （1）保険証券
- （2）解約・取消申請書
- （3）その他、必要に応じての添付書類

3 保険金および返戻金の支払いの時期は保険金および返戻金の請求の手続きが終了した日より14日以内に支払います。

尚、保険金の支払いについては次の各号の確認を終えて、支払うものとします。

- （1）保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。
- （2）保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。
- （3）保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係。
- （4）保険契約の効力の有無の確認に必要な事

項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

4 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要なときは180日。

(2) 検査機関その他の専門機関による検査・鑑定等の結果の照会が必要なときは90日。

(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要なときは60日。

5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。

ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息は支払いません。

6 保険金の支払いまたは保険料その他の返戻金の支払いに該当する事故・事由が生じ、契約者または被保険者がその事故・事由が、弊社の保険金の支払い、返戻金の支払いに該当する事故・事由であることを知った翌日からその日を含め3年間、当該保険金の請求、当該保険料その他返戻金の請求がない場合には、

その支払いを請求する権利は消滅します。

#### (契約の更新について)

第16条 契約期間満了日の2ヶ月前までに、弊社より契約者に、「期間満了のお知らせ」とともに、更新される場合の更新後の条件(保険金額、保険料)を通知し、更新の可否を問い、契約期間満了までに更新契約保険料をお支払い頂くことによって更新可の意思表示と判断し更新とします。

尚、更新された場合は契約者に「契約の更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

#### (保険期間中の保険料・保険金の増減について)

第17条 弊社は保険期間中に次の各号のような取扱いをおこなうことがあります。

(1) 弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

(2) 一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金額を削減して支払うことがあります。

(3) 前記(1)(2)の場合においては、すみやかに契約者に通知します。

#### (更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)

第18条 弊社は契約の更新時に次の各号のような取扱いをおこなうことがあります。

(1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料を変更する必要があるときは、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

(2) 弊社の収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、弊社の定めるところにより、更新後の契約を引き受けないことがあります。

(3) 前記(1)(2)の場合においては、契約

期間満了日の2ヶ月前までに契約者に通知します。

#### (残存物および盗難品の扱いについて)

第19条 弊社は保険金支払いに該当する事故についての残存物および盗難品の扱いについて次の各号のように定めます。

(1) 事故により弊社が、保険金を支払った場合でも、「保険の目的」の残存物の所有権は、弊社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、弊社に転移しません。

(2) 盗取された「保険の目的」が、弊社が保険金を支払う前に回収されたときは、盗取の被害は生じなかったものとします。

(3) 盗取された「保険の目的」について、弊社が保険金を支払ったときはその「保険の目的」の所有権は弊社に転移します。

(4) 盗取された「保険の目的」が弊社からの保険金支払い後に回収されたときは、被保険者は弊社より受け取った保険金相当額を弊社に支払うことによって、その「保険の目的」の所有権を取得することができます。

#### (損害発生後の保険の対象の減失)

第20条 弊社は、第6条の保険金支払事由該当事故による損害が発生したときは、当該損害に係る「保険の目的」が、当該損害の発生後に、第6条の保険金支払事由該当事故によらず減失したときであっても、当該保険金を支払います。

#### (代位について)

第21条 弊社は保険金支払い事由に該当する損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、契約者および被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得するものとします。

2 契約者、被保険者および被保険者と同居する者は、弊社が取得する前項の権利の保全お

よび行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠、および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### (保険金支払い後の契約について)

第22条 保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額に達したときは、この契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了するものとします。

2 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。

#### (弊社の破産)

第23条 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者はこの保険契約を解除することができます。

2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、この保険契約は破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

#### (準拠法について)

第24条 約款に定めのない事項については、日本国の法令によることとします。

#### (管轄の裁判所について)

第25条 弊社保険契約に関する訴訟については、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一の合意管轄裁判所とします。



借家人総合賠償責任保険・約款

(この保険の特徴)

第1条 この保険は住居用一般賃貸借物件に居住されている入居者である方を被保険者とする保険であり、弊社の『借家人総合保障保険』と合わせて契約する保険です。

(契約者および被保険者)

第2条 この保険契約における主となる被保険者は住居用一般賃貸借物件の入居者で、そのお住まいに係わる世帯主または配偶者の内、保険証券に記載の方とします。

2 この保険契約において法人（個人事業主も含まれます）または団体が契約者となるときの主となる被保険者は、その法人または団体の役員および従業員または職員であり、前項の条件を充たす方とします。

3 この保険契約において個人が契約者となるときは、契約者と主となる被保険者は同一者とします。

4 この保険契約における被保険者は主となる被保険者と「被保険者のお住まい」に同居する者で保険証券に記載の方とします。

(「被保険者のお住まい」)

第3条 「被保険者のお住まい」とは被保険者が専ら居住の用に入居している一般賃貸借住宅で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。

(保険責任の始期および終期)

第4条 弊社の保険契約上の責任（以下、「保険責任」といいます）は、保険証券記載の保険期間の初日（以下、「責任開始日」といいます）の0時に始まり、保険期間の末日の24時に終わります。

2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

3 弊社は、保険料領収前に生じた事故による

損害に対しては、保険金を支払いません。尚、領収についての取扱いは次の各号のように定めます。

(1) 銀行振込みにて保険料をお支払い頂いた場合は、弊社または代理店の口座着金をもって領収とします。

(2) コンビニエンスストアの振込専用紙を使用してコンビニエンスストアにて保険料をお支払い頂いた場合は、コンビニエンスストアでの収納をもって領収とします。

(保険金の種類と支払いと支払い金額)

第5条 各保険金の種類ごとに下記各項を定めます。

尚、契約者、被保険者は、保険金支払いに該当する事故が生じたときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。（以下、「損害防止義務」といいます）

(1)－①個人賠償責任保険金の支払い事由  
被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により発生した、他人（被保険者または「被保険者のお住まい」に同居する者もしくは親族ではない者）の身体の傷害または財物の滅失、き損もしくは汚損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、その損害に対して個人賠償責任保険金を支払います。その個人賠償責任保険金の範囲は次に掲げるものに限りま

ア. 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。  
この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その額をこれから差し引くものとします。

イ. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）。

ウ. 損害賠償責任の解決について、被保険者

が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

エ. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の「損害防止義務」を履行するために支出した必要かつ有益と認められる費用。

オ. 「損害防止義務」を履行した後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。

カ. 契約者、被保険者または被保険者と同居する者が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかったときは、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止することができたものと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

キ. 第20条の「損害賠償責任解決の特則」の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。

ク. 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。

(1)－②個人賠償責任保険金の支払い金額  
個人賠償責任保険金の支払い金額は、1000万円を限度額として、事故における損害の額。

(2)－①借家人賠償責任保険金の支払い事由  
弊社は次の各号に該当する事故の場合、その損害に対して借家人賠償責任保険金を支払います。

ア. 「被保険者のお住まい」が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する、火災、破裂または爆発により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が「被保険者のお住まい」の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、その損害に対して支払われます。その支払われる保険金の範囲は次の各項に

掲げるものに限りま

a. 被保険者が「被保険者のお住まい」の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その額をこれから差し引くものとします。

b. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）。

c. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。

d. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の「損害防止義務」を履行するために支出した必要かつ有益と認められる費用。

e. 「損害防止義務」を履行した後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。

f. 契約者、被保険者または被保険者と同居する者が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかったときは、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

g. 第20条の「損害賠償責任解決の特則」の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。

h. 被保険者が他人に対して損害賠償の

請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。

- イ. 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する「被保険者のお住まい」内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ事故により、「被保険者のお住まい」が損害を受けた場合において、被保険者が「被保険者のお住まい」の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、その損害に対して支払われます。その支払われる保険金の範囲は次の各項に掲げるものに限りま。
- a. 被保険者が「被保険者のお住まい」の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その額をこれから差し引くものとします。
- b. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます）。
- c. 損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用。
- d. 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生する事故において、被保険者がその事故の「損害防止義務」を履行するために支出した必要かつ有益と認められる費用。
- e. 「損害防止義務」を履行した後において、被保険者に損害賠償責任がないと明らかになった場合、支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に

要した費用。

- f. 契約者、被保険者または被保険者と同居する者が故意または重大な過失によって「損害防止義務」を履行しなかったときは、弊社は損失の額から損害の発生および拡大の防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- g. 第20条の「損害賠償責任解決の特則」の規定により、被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用。
- h. 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用。

(2)－②借家人賠償責任保険金の支払い金額

ア. 前記(2)－①のアの場合の借家人賠償責任保険金の支払い金額は、1000万円を限度額として、事故における損害の額。

イ. 前記(2)－①のイの場合の借家人賠償責任保険金の支払い金額は、30万円を限度額として、事故における損害の額。

2 借家人賠償責任保険金の支払いについて、この保険と合わせて契約している『借家人総合保障保険』からの支払いはありません。

3 複数の保険金が重複して支払われる場合、その複数の保険金の合計限度額は1000万円とします。

**(他社の保険・共済契約のある場合の保険金の支払額)**

第6条 保険金支払いに対して、「他社の保険・共済契約」がある場合においては下記のように保険金を支払います。

尚、「他社の保険・共済契約」とは他の保険会社、特定保険業者、少額短期保険業者および保険業法以外に根拠法のある共済の契約をさします。

(1) 他の保険から保険金が支払われていない場合。

損害の額か弊社の保険金限度額のいずれか低い額を被保険者に支払ったうえで、次の①②の数式を適用し、弊社支払責任額を超えて支払った金額について、他社に対する求償権を得るものとします。

①他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と同じ場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

$$\left[ \begin{array}{|l|} \hline \text{それぞれの保険・} \\ \text{共済契約の支払限} \\ \text{度額の合計額また} \\ \text{は損害の額のいず} \\ \text{れか低い額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{|l|} \hline \text{この保険の支払責任額} \\ \hline \text{それぞれの保険・共済契約} \\ \text{の支払責任額の合計額} \\ \hline \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{|l|} \hline \text{この保険の} \\ \text{支払保険金} \\ \hline \end{array} \right]$$

②他社に他保険条項（按分規定）があり、保険金額の評価方法が弊社と異なる場合には下記の計算式に基づき弊社支払責任額を計算します。

[損害の額－他社の支払額]か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

③他社に他保険条項（按分規定）がない場合においても、弊社は前記①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を計算します。

(2) 他の保険から保険金が支払われた場合。他社が、被保険者に対して損害の一部を支払った場合には、下記の計算式に基づき、弊社支払責任額を被保険者に支払うものとします。尚、他社が、被保険者に対して全額支払った場合には、弊社は前記(1)の①または②の数式を適用し、弊社支払責任額を他社に支払うものとします。

[損害の額－他社から支払われた額]か弊社の保険金限度額のいずれか低い額

**(保険金を支払わない場合・免責)**

第7条 弊社は、次の場合の損害に対しては保険金を支払いません。

〈個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険共通〉  
(1) 契約者、被保険者、被保険者と同居する

者（契約者が第9条1項(2)の通知義務を履行していれば被保険者となっていた者。以下、同じとします）の故意による損害賠償責任。

(2) 保険金を受け取る者の故意による損害賠償責任。

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償責任。

(4) 地震、噴火、こう水、津波等の天災に起因する損害賠償責任。

(5) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する損害賠償責任。

(6) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任。

(7) 被保険者が、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する「被保険者のお住まい」内で生じた漏水、放水または溢水による水漏れ事故により、「被保険者のお住まい」が損害を受けた場合において、被保険者が「被保険者のお住まい」の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は除きます。

(8) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。

〈個人賠償責任保険〉

(9) 「被保険者のお住まい」に同居する者および親族に対しての損害賠償責任。

(10) 契約者および被保険者またはこれらの者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。

(11) 被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任。

(12) 航空機、船舶、車両（原動力が人力であるものを除きます）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

(13) 被保険者の日常生活において居住の用に供されていない（職務の用に供されている、

または別荘) 不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。

(借家人賠償責任保険)

(14) 被保険者が「被保険者のお住まい」を貸主に引き渡した後に発見された「被保険者のお住まい」の損壊に起因する損害賠償責任。

(15) 被保険者と「被保険者のお住まい」の貸主との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された損害賠償責任。

(16) 「被保険者のお住まい」の改築、増築、取り壊し等の工事に対する損害賠償責任。

2 前項の免責後の契約の取り扱いは次の各号のようにします。

- (1) 前項(1)の場合は契約を解除します。またすでに収受している保険料は返金しません。
- (2) 前項(16)の「被保険者のお住まい」の取り壊しの場合は契約は消滅します。この場合、取り壊しの起きた時点での解約返戻金と同額の返戻金を返戻します。

#### (告知義務について)

第8条 契約者、被保険者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、弊社が告知を求めた次の各号(以下、「告知事項」といいます)について、弊社に事実を正確に告げなければなりません(以下、「告知義務」といいます)。

- (1) 契約者の氏名および生年月日または名称および代表者名
- (2) 被保険者全員の氏名および生年月日
- (3) 契約者が法人または団体のときはその本社・本店・主たる事務所の住所
- (4) 「被保険者のお住まい」の住所
- (5) 被保険者全員にかかる、他の保険契約の有無

2 弊社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者が、「告知事項」について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場

合または不実のことを告げた場合は、契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。

3 第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 第2項の事実がなくなった場合。
- (2) 弊社が保険契約締結の際、第2項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
- (3) 契約者または被保険者が、第5条の保険金支払該当事故による損害が発生する前に、「告知事項」につき、書面をもって更正を弊社に申し出て、弊社がこれを承認した場合。尚、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に弊社に告げられていたとしても、弊社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (4) 弊社が、第2項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。

4 第2項の規定による解除が、第5条の保険金支払該当事故による損害が発生した後になされた場合であっても、弊社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、弊社はその返還を請求することができます。この規定は、第5項の規定とはかかわりありません。

5 第2項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

6 第2項の規定により保険契約を解除したときは、解除した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### (通知義務について)

第9条 契約者および被保険者は、この契約の

加入申込み以後に保険証券の記載事項について、変更があることを知ったときは、遅滞なくこれらの変更内容を弊社に通知しなければなりません(以下、通知義務といいます)。

ただし、その通知した内容によって第1条・第2条・第3条の弊社保険加入要件を充たさなくなったとき(変更内容が契約締結時に告知されていたとすれば、弊社として引受範囲外となるもの)はその通知すべき事由が発生した時点で、この保険契約は失効します。また、それぞれの通知の取扱いについては次の各号のように定めます。

- (1) 契約者または被保険者は、保険金支払該当事故による損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく、弊社に対して、その旨の通知をしなければなりません。また、事故の場合の通知すべき内容は下記のとおりとします。
  - ①事故発生の日時、場所。
  - ②被害者の住所、氏名。
  - ③事故の状況およびこれらの事故の証人となる者があるときはその者の住所、氏名。
  - ④損害賠償の請求を受けたときはその内容。
- (2) 被保険者の増減についての通知は下記各号のように定め、増減のあった日より30日以内に弊社に通知しなければなりません。

①主となる被保険者以外の被保険者は、契約者からの通知により、この契約から削除します(弊社所定の手続きにより受付、削除)。尚、被保険者の範囲に該当しない者が証券に記載されており、かつ被保険者の削除の手続きの開始以前に、その者に関係して保険金支払い事由に該当する事故が発生した場合の保険金は支払いません。

②本契約中に被保険者の範囲に該当する被保険者を追加するときは、契約者からの通知により、被保険者の追加を認めます(弊社所定の手続きにより受付、追加)。尚、被保険者の範囲に該当する者が証券に記載されておらず、かつ被保険者追加の手続きの開始以前に、その者に関係して保険

金支払い事由に該当する事故が発生した場合、保険金を支払わないことがあります。

(3) 契約者が個人の場合、主となる被保険者の死亡あるいは退去において主となる被保険者を変更するときは、新たなる主となる被保険者となられる方は保険証券に記載されている方に限ります。

尚、契約者が法人または団体の場合、主となる被保険者の変更において、新たなる主となる被保険者となられる方は第2条第2項の要件を充たす方に限ります。

(4) 保険証券記載の「被保険者のお住まい」を変更する場合、そのお住まいの住所および占有面積。

弊社は通知が行われる前に、生じた事故について、変更後の「被保険者のお住まい」の貸主に対する第5条(2)①の保険金はお支払いいたしません。

2 契約者または被保険者が通知義務に違反し、その通知すべき内容がこの保険契約の失効事由に該当する場合、その通知すべき事由が発生した時点以降の事故についての保険金は支払いません。

また、すでに保険金を支払っていたときは、弊社はその全額を返還請求ができるものとします。

#### (契約の無効について)

第10条 保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約を無効とします。

(1) 契約の申込み日において、「被保険者のお住まい」、「保険の目的」にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを契約者または被保険者が知っていたとき。

(2) 被保険者の重複契約(弊社の2つ以上の保険商品に重複して被保険者となること)の内、一番最初に責任を開始された契約以外の契約。尚、セット販売の保険商品はこれを1つの保険商品とします。

(3) 契約者が、保険金を不法に取得する目的

または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。

(4) 前記(1)(2)の場合の保険料は全額返金します。

前記(3)の場合は保険料は返金しません。

#### (契約の失効について)

第11条 保険契約について以下の各号に該当するときはその保険契約は失効します。

(1) 「被保険者のお住まい」が消滅または相当なる損壊をうけ、「被保険者のお住まい」が被保険者の居住の用に供せられなくなったときは、この保険は消滅もしくは解約となります。

(2) 第9条第1項に定める事由による失効。

(3) 前記(1)～(2)の事由にての失効後の保険料は、契約が失効した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

#### (重大事由による契約解除について)

第12条 次に掲げる事由によるときは、保険期間の途中においても弊社が契約者に契約の解除を通知した日をもって、この契約を解除することができます。

(1) 契約者が保険金を詐取する目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。

(2) 被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。

(3) 保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為(未遂を含みます)を行ったとき。

(4) 前記(1)～(3)に掲げるもののほか、契約者または被保険者が、前記(1)～(3)の事由がある場合と同程度に弊社にこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

2 契約解除後の保険金および保険料の取り扱いとは下記の各号のように定めます。

(1) 前項(1)～(4)の場合において、すでに保険金を支払ったのちであっても、弊社は支払っていた保険金全額について返還請求できるものとします。

ただし前項(4)についてのみ解除の原因となった事由と事故の発生に因果関係がない場合は弊社は支払っていた保険金についての返還請求はできません。

(2) 前項(1)の場合においては、收受されている保険料は返金しません。

(3) 前項(2)～(4)の事由にて契約が解除したときは、その契約の解除の事由が発生した時点での解約返戻金と同額を返戻します。

(4) 前項(4)により契約が解除される事由と、保険金支払い事由に因果関係がない場合は、その事故に対しての保険金は支払ったうえで、契約は解除します。

#### (保険金および返戻金の請求について)

第13条 弊社が契約者または被保険者からの事故の通知を受取り、被保険者が弊社に対して下記の書類のうち弊社が求めるものを提出することによって保険金の請求とします。

(1) 保険証券

(2) 事故(盗難)報告書

(3) 被害品明細書

(4) 保険金請求書

(5) 調査の同意書

(6) 保険金受取人の印鑑証明書

(7) その他、必要に応じての添付書類

2 契約者は、郵送または電磁的方法により、弊社の定める様式による通知をもって、この保険契約を解約することができます。尚、解約返戻金については、未経過月数ごとの解約返戻金額表を保険証券に記載しています。

(1) 保険証券

(2) 解約・取消申請書

(3) その他、必要に応じての添付書類

3 保険金および返戻金の支払いの時期は保険金および返戻金の請求の手続きが終了した日より14日以内に支払います。

尚、保険金の支払いについては次の各号の確認を終えて、支払うものとします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必

要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係。(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無。

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項。

4 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、弊社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、弊社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要なときは180日。

(2) 検査機関その他の専門機関による検査・鑑定等の結果の照会が必要なときは90日。

(3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要なときは60日。

5 前項で定めた支払期限を越えて、保険金の支払いをすることとなった場合には、保険金および返戻金に加えて、支払期限から着金日までの日数に応じ、遅延利息(年率6%単利)を支払います。

ただし、契約者、被保険者、被保険者と同居する者が正当な理由がなく調査を妨害したり、調査に応じなかった場合、そのために保険金の支払いが遅延した期間についての遅延利息

は支払いません。

6 保険金の支払いまたは保険料その他の返戻金の支払いに該当する事故・事由が生じ、契約者または被保険者がその事故・事由が、弊社の保険金の支払い、返戻金の支払いに該当する事故・事由であることを知った翌日からその日を含め3年間、当該保険金の請求、当該保険料その他返戻金の請求がない場合には、その支払いを請求する権利は消滅します。

#### (契約の更新について)

第14条 契約期間満了日の2ヶ月前までに、弊社より契約者に、「期間満了のお知らせ」とともに、更新される場合の更新後の条件(保険金額、保険料)を通知し、更新の可否を問い、契約期間満了までに更新契約保険料をお支払い頂くことによって更新可の意思表示と判断し更新とします。

尚、更新された場合は契約者に「契約の更新証」を送付し、もとの保険証券と合わせて新たな保険証券とみなします。

#### (保険期間中の保険料・保険金の増減について)

第15条 弊社は保険期間中に次の各号のような取扱いをおこなうことがあります。

(1) 弊社の収支状態が予定したものと比較して著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

(2) 一時に多くの保険金の支払い事由が発生し、保険金のための財源が不足する場合は、弊社の定めるところにより、保険金額を削減して支払うことがあります。

(3) 前記(1)(2)の場合においては、すみやかに契約者に通知します。

#### (更新時の契約条件の変更および更新契約の引受の拒否について)

第16条 弊社は契約の更新時に次の各号のような取扱いをおこなうことがあります。

(1) 弊社の収支状況を検証した結果、保険料

を変更する必要があるときは、弊社の定めるところにより、更新後の保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

(2) 弊社の収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、弊社の定めるところにより、更新後の契約を引き受けないことがあります。

(3) 前記(1)(2)の場合においては、契約期間満了日の2ヶ月前までに契約者に通知します。

#### (代位について)

第17条 弊社は保険金支払い事由に該当する損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、契約者および被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得するものとします。

2 契約者、被保険者および被保険者と同居する者は、弊社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために弊社が必要とする証拠、および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、弊社の負担とします。

#### (被害者の特別先取特権について)

第18条 この保険の支払事由に該当する事故の被害者は、この保険によって支払われる保険金を請求する権利について特別先取特権（法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利）を有します。

2 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

#### (保険金支払い後の契約について)

第19条 保険金の支払額がそれぞれ1回の事故

につき保険金額に達したときは、この契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生した時に終了するものとします。

2 前項の場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この契約の保険金額は、減額することはないものとします。

#### (損害賠償責任解決の特則について)

第20条 弊社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力しなければなりません。

#### (弊社の破産)

第21条 弊社が破産手続開始の決定を受けたときは、契約者はこの保険契約を解除することができます。

2 契約者が第1項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、この保険契約は破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

#### (準拠法について)

第22条 約款に定めのない事項については、日本国の法令によることとします。

#### (管轄の裁判所について)

第23条 弊社保険契約に関する訴訟については、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一の合意管轄裁判所とします。

### [参考資料]

#### 〈弊社簡易家財評価額表〉

「被保険者のお住まい」の広さ	簡易家財評価額
～ 17㎡	200万円
18㎡ ～ 37㎡	400万円
38㎡ ～ 55㎡	600万円
56㎡ ～ 75㎡	800万円
76㎡ ～	900万円

#### 〈保険証券、契約申込書の記載事項〉

記載事項	保険証券	契約申込書
契約者の氏名または名称および代表者名	○	○
契約者の住所(契約者が法人または団体のときはその本社・本店・主たる事務所の住所)	○	○
被保険者の氏名、生年月日 (借家人総合賠償責任保険は被保険者全員)	○	○
「被保険者のお住まい」の住所、号室、建物名、占有面積	○	○
保険項目(保険の目的および保険の種類)	○	○
保険金限度額	○	○
保険料および支払いの方法	○	○
解約返戻金の額	○	
責任開始日および終了日	○	○
保険加入申込み日	○	○
証券作成日および証券番号	○	
弊社名、代表者名、社印、所在地、連絡先	○	
他保険の有無		○